

平成 27 年 7 月 6 日

各位

日本クラウド証券株式会社
代表者 代表取締役 大前和徳

関東財務局の行政処分によるグリーンシート銘柄の取扱いについて

平成27年6月26日、当社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、平成27年7月3日、当社は関東財務局長による行政処分を受けました。

当社は、これを受け、グリーンシート銘柄の取扱いについて以下の通り取り扱うことといたしますのでご連絡申し上げます。

- 1 当社は、平成27年8月9日まではグリーンシート銘柄の取扱いは通常どおり行います。
- 2 当社は、平成27年8月10日以降2か月にわたる業務停止期間中は、グリーンシート銘柄に係る投資勧誘(お客様が既に保有するグリーンシート銘柄に係る当該お客様に対する売却の勧誘を除きます。)及びグリーンシート銘柄の取扱会員の義務である気配の提示が禁止されます。
- 3 業務停止命令により、当社は、気配の提示を禁止されている期間は、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第35条第3項に基づく気配の報告をおこなうことに加え、新たな気配が発生した場合は、速やかに日本証券業協会に報告します。
- 4 当社が、気配の提示を禁止されている期間は、投資をご希望される方が参考となる価格情報を取得することを避けるため、日本証券業協会が、当社から報告された気配に関する情報を、日本証券業協会のウェブサイトにおいて公表されます。
【ウェブサイトURL】
http://www.jsda.or.jp/shiraberu/greensheet/crowd_kehai.html
- 5 当社による投資勧誘を伴わないグリーンシート銘柄の取引は、今般の業務停止命令の対象とはされておきませんので、平成27年8月10日から平成27年10月9日までの業務停止期間中であっても当社により引き続き行うことができます。
- 6 平成27年8月10日から平成27年10月9日までの業務停止期間中であっても、会社内容説明書等の作成及び会社情報の報告(適時開示)義務、日本証券業協会への気配の報告義務、取扱銘柄に係る必要な届出を行う義務について、引き続き当社に課せられております。
- 7 その他、金融庁長官による行政処分を踏まえたうえで、投資者及びグリーンシート銘柄の発行会社様に対する影響を最小限に留め、できる限りご迷惑のかからないよう必要と考えられる措置を講じてまいります。

当社は、この度の関東財務局長による行政処分による要請を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、当社株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題点の改善、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同全力で法令遵守意識を徹底し、再発防止ならびに信頼の回復に努めて参る所存であります。

以上

お問合せ先:0800-814-7476(フリーダイヤル)